

日公連第2号
令和2年1月9日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

日本公証人連合会

会長 大野重國



実質的支配者となるべき者の申告書の改訂について（お知らせ）

平素から、公証制度等の運用に関し、種々の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、株式会社等の定款認証の嘱託の際には、実質的支配者となるべき者の申告書を提出していただいていますが、この度、その申告書の書式を、別添のとおり、改訂しましたので、お知らせいたします。改訂した点は、下記のとおりでするので、会員の皆様に御周知いただくようよろしくお願い申し上げます。

なお、定款認証の嘱託に当たっては、従前の書式を使用していただいても差し支えありませんが、新しい書式は、日本公証人連合会のホームページからダウンロードすることができますので、できるだけ新しい書式を使用していただくよう御協力のほどお願い申し上げます。

記

- 1 公証人氏名欄の不動文字「公証人 殿」を「認証担当公証人 殿」に改め、公証人の氏名については、記載しても記載しなくてもいずれでも差し支えないようにしました。
- 2 「（商号）」及び「（名称）」の文字を大きくして、この欄が目立つようにしました。
- 3 電子申請の場合の読み仮名と統一を図るため、実質的支配者となるべき者の氏名欄の不動文字「よみ」を「フリガナ」に改め、読み仮名をカタカナで記載していただくようにしました。

実質的支配者となるべき者の申告書(株式会社用)

(公証役場名)

認証担当公証人

殿

(商号)

の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。

令和 年 月 日

■ 嘱託人住所

■ 嘱託人氏名 (署名押印又は記名押印(記名+電子署名も可))

印

実質的支配者となるべき者の該当事由(①から④までのいずれかの左側の□内に✓印を付してください。) (*1)

- ① 設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。):犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。) 11条2項1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、設立する会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人となるべき者(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が設立する会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。):犯収法施行規則11条2項1号参照
- ③ ①及び②のいずれにも該当する者がいない場合は、出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者:犯収法施行規則11条2項2号参照
- ④ ①、②及び③のいずれにも該当する者がいない場合は、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者:犯収法施行規則11条2項4号参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(*2、*3)

暴力団員等該当性(*4)

住居		国籍等	日本・その他 ()		性別	男・女 (※6)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当	
			生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生				
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料	定款・定款以外の資料・なし (※8)					
住居		国籍等	日本・その他 ()		性別	男・女 (※6)		
氏名	フリガナ	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生	議決権 割合	% (※7)	定款・定款以外の資料・なし (※8)		
住居		国籍等	日本・その他 ()		性別	男・女 (※6)		
氏名	フリガナ	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生	議決権 割合	% (※7)	定款・定款以外の資料・なし (※8)		
住居		国籍等	日本・その他 ()		性別	男・女 (※6)		
氏名	フリガナ	生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生	議決権 割合	% (※7)	定款・定款以外の資料・なし (※8)		

*1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯収法施行規則11条3項)。

(1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

(2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

*2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②から④までの場合は、該当者全員を記載する。

*3 犯収法施行規則11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

*4 実質的支配者となるべき者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)又は国際テロリスト(国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者)のいずれにも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。

*5 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を()内に記載する。

*6 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。

*7 「議決権割合」欄は、①及び②の場合のみ記載する。

*8 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する(自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑証明書の原本又は写し)。

実質的支配者となるべき者が3名を超える場合は、更に申告書を用いて記入してください。

実質的支配者となるべき者の申告書(一般社団・一般財団用)

(公証役場名)

認証担当公証人

殿

(名称)

の成立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項等及び暴力団員等該当性について、以下のとおり、申告する。

令和 年 月 日

■ 嘱託人住所

■ 嘱託人氏名 (署名押印又は記名押印(記名+電子署名も可))

印

実質的支配者となるべき者の該当事由(①又は②のいずれかの番号の左側の□内に✓印を付してください。)

- ① 出資、融資、取引その他の関係を通じて、設立する法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人となるべき者：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）11条2項3号□参照

② ①に該当する者がいない場合は、設立する法人を代表し、その業務を執行する自然人となるべき者：犯収法施行規則11条2項4号□参照

実質的支配者となるべき者の本人特定事項等(※1、※2)						暴力団員等該当性(※3)				
住居		国籍等	日本・その他 (※4) ()		性別	男・女 (※5)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当			
			生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生						
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※6)						
住居		国籍等	日本・その他 (※4) ()		性別	男・女 (※5)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当			
			生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生						
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※6)						
住居		国籍等	日本・その他 (※4) ()		性別	男・女 (※5)	(暴力団員等に) 該当 ・ 非該当			
			生年 月日	(昭和・平成・西暦) 年　月　日生						
氏名	フリガナ	実質的支配者 該当性の根拠資料		定款・定款以外の資料・なし (※6)						

※1 「住居・氏名」欄には、該当者全員を記載する。

※1 「住居、氏名」欄には該当する主業を記載する。
※2 即仮況実行規則11条4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

*2 犯収法施行規則第114条4項によつて、工場主事等についての仕事内容並びに職務等を定め、上級官僚は監視若しくは指導する事とする
※3 實質的支配者となるべき者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)又は国際テロリスト(国際連合安全保障理事会決議第1267号等)を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第3条第1項の規定により公告されている者若しくは同法第4条第1項の規定による指定を受けている者のいずれ

にも該当しない場合には、「暴力団員等該当性」欄の「非該当」を○で囲み、いずれかに該当する場合には、「該当」を○で囲む。

※4 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本

※5 「性別」欄は、該当するものを○で囲む。
※6 「実質的支配者該当性の根拠資料」欄は、該当するものを○で囲み、定款以外の資料がある場合には、その原本又は写しを添付する。また、実質的支配者となるべき者の本人特定事項等が明らかになる資料も添付する(自然人の場合には、運転免許証、旅券、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カード等の写し等、法人の場合には、全部事項証明書及び印鑑證明

本題の文記述における著者が2名も複数の場合、更に由生書きを用いて記入して下さい。